

## 『教育委員会による点検評価』 をチェックする

—形式主義を打破するための制度は機能しているか—

亀田 徹 かめだ とおる

政策シンクタンク PHP 総研  
主席研究員・教育マネジメント研究センター長

### Talking Points

1. 教育委員会がその事務の管理・執行状況を点検評価する制度が導入されてから3年が経過した。文科省は点検評価の現状に関する調査を行っているものの、同省の調査だけでは点検評価の実態を把握できない。
2. 点検評価制度の目的は①効果的な教育行政の推進、②住民への説明責任である。「効果的な教育行政の推進」につながるような点検評価が行われているかに着目し、点検評価の実態を調査した。
3. 調査結果から大きく2つの問題点が浮かび上がった。第1は、点検評価報告書に記述されている今後の対応や課題の中味が抽象的であり、具体的な改善策になっていない点である。抽象的な記述だけでは、年度ごとに点検評価を実施する意味はほとんどないといってよい。第2は、施策目標が明確に設定されていない、あるいは総花的な施策目標となっている点である。
4. これまでの点検評価方法では制度の目的を十分に実現することはできない。各教育委員会は次のように点検評価方法を見直すべきだ。  
まず、点検評価の対象とする施策を絞る。そのうえで施策の目標を明確化・重点化し、目標達成のための具体的な改善策を提案する。具体的な改善策の提案が、「効果的な教育行政の推進」という制度の目的を実現するためにもっとも重要なポイントである。  
さらに、地教行法が学識経験者の知見の活用を定めていることから、PDCAサイクルが確実に回っているかを学識経験者がチェックすべきと考える。

## はじめに

教育委員会がその事務の管理・執行状況を点検評価する制度が導入されてから3年が経過した。点検評価制度は、「一部の教育委員会の関係者に知られているだけで、この制度は学校関係者も含めてほとんどの人に知られていないだろう」<sup>1</sup>ともいわれる。そこで、全国の教育委員会が実施する点検評価の実態を調査し、点検評価方法の見直しを提言する。

## 1 教育委員会による点検評価の概要

### (1) 制度導入の背景

平成19年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」）の改正により、教育委員会は毎年、事務の管理および執行の状況について点検評価を行うことが義務づけられた<sup>2</sup>。

当時、児童生徒のいじめ・自殺が社会的に問題となっていた情勢の下、教育委員会制度の見直しが議論されていた。教育再生会議は、「現在、教育委員会は、必ずしも組織として十分に機能し、国民の期待に答えているとは言えません。その存在意義を原点に立ち返って見直すとともに、教育委員会の閉鎖性、形式主義、責任感のなさ、危機管理能力の不足、委員の高齢化、名誉職化といった弊害を取り除かなければなりません」<sup>3</sup>と、いった厳しい口調で教育委員会制度の課題を論じている。「教育委員会の外部評価制度を導入」<sup>4</sup>、「各教育委員会は毎年度自己点検評価を実施し、その結果を公開」<sup>5</sup>と同会議は提言。その後、中教審の審議・答申<sup>6</sup>を経て、前述の地教行法改正が行われた。

さらに教育再生会議は、法改正後の提言で「国（又

は関係機関・団体）は、教育委員会評価の参考となる指標（チェックリスト）の提示、優良な取組例の周知などを行うことにより、各自治体における行政評価や議会、住民による評価を促す」<sup>7</sup>ことを求めた。これを受け、文科省は、点検評価の考え方や実施事例をまとめた参考資料を公表する<sup>8</sup>。参考資料のなかで同省は、「どのような点検・評価を行うか、また報告書の様式、議会への報告の方法などについては、国が基準を定めるのではなく、各教育委員会が実情を踏まえて決定する」と示した。

地教行法の改正は平成20年4月に施行され、これ以降、同法に基づく点検評価が行われている。

### (2) 点検評価の現状（文科省による調査）

文科省の調査<sup>9</sup>によれば、平成21年度間において、すべての都道府県・指定都市教委で点検評価が実施されている（市町村教委の場合、点検評価を実施した教育委員会の割合は90.2%にとどまる）。文科省は、点検評価の実施に関し、「学識経験者等の知見の活用状況」「点検評価結果の議会への報告」「一般への公表の状況」の3項目について調査を行っている。

調査結果（都道府県・指定都市教委対象）からは、「学識経験者等の知見の活用状況」については大学教授、企業関係者、PTA関係者・保護者等の協力を得ていること、「点検評価結果の議会への報告」については本会議や委員会で説明あるいは書面で提出していること、「一般への公表の状況」についてはHPなどで公表していることなどがわかる。しかしながら、点検評価の内容に関する調査は行われておらず、文科省の調査だけでは点検評価の内容を把握できない。

1. 洲脇一郎「教育行政の点検評価の課題」『神戸親和女子大学研究論叢第43号』（平成22年）p.109。

2. 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）抄

第27条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第三項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

3. 教育再生会議『社会総がかりで教育再生を－第一次報告－』（平成19年1月）。

4. 同前。

5. 教育再生会議第一分科会『教育委員会の抜本的見直しについて』（平成19年2月）。

6. 中央教育審議会『教育基本法の改正を受けて緊急に必要とされる教育制度の改正について』（平成19年3月）。

7. 教育再生会議『社会総がかりで教育再生を－第三次報告－』（平成19年12月）。

8. 文科省『教育委員会の点検・評価に関する参考資料（法施行準備版）』（平成20年3月）。

9. 文科省初等中等教育企画課「教育委員会の現状に関する調査結果について」（『教育委員会月報8月号（第62巻第5号）』文科省、平成22年）p.49-50。

## 2 点検評価の実態調査の実施

### (1) 問題意識

そこで、点検評価の実態を把握するため、教育委員会が公表している報告書の調査を行う。調査を行うにあたり、次に述べる問題意識に基づき調査の枠を設定した。

文科省は、点検評価制度の目的を「効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たしていく趣旨から行うものであること」<sup>10</sup>と通知している。目的は、①効果的な教育行政の推進、②住民への説明責任の2つである。このうち、今回の調査では、とくに①の観点から、教育行政の質の向上につながるような点検評価が行われているかどうかに着目する。施策に関するデータ等の情報を公開するだけでなく点検評価を求めている趣旨から考えれば、制度の目的としては①により重きが置かれていると考えたからである。

### (2) 調査方法

上記(1)の考えに基づき、次の方法で調査を行った。

- 調査対象は、平成23年5月時点でHP等により確認できる47都道府県教委の点検評価報告書とする<sup>11</sup>。
- 点検評価報告書の内容は多岐にわたるため、調査項目を限定することとし、教職員の資質向上施策に関する項目に絞って調査を行う。学校教育にとって教職員の資質向上は最重要課題のひとつであり、すべての教育委員会でなんらかの施策を講じていると考えられるからである。教職員の資質向上施策が項目として独立していない場合には、教職員研修に関する事業等を調査対象とした<sup>12</sup>。
- 教職員の資質向上施策に関する項目について、a当該項目の位置づけ、b項目に記載されている内容、c目標、d指標、e今後の対応・課題または評価内容等、を一覧にする（〔表〕巻末参照）。効果的な教

育行政の推進のためには、後述するように目標および改善策が重要と考えるからである。

なお、点検評価の対象や実施方法は教育委員会ごとに多様であり、報告書の記述内容もまちまちであることから、記述内容を適宜判断して〔表〕の各欄に記入している。また、記述内容の分量が多い場合は一部を抜粋して記入した。

## 3 調査結果と分析

〔表〕のとおり、43都道府県の教育委員会で教職員の資質向上を項目として設定している。これら各教育委員会の点検評価の内容から、大きく2つの問題点が浮かび上がる。

### (1) 抽象的な改善策

効果的な教育行政の推進という点検評価の目的を実現するには、点検評価結果に基づき既存の施策を修正することが要請される。すなわち、教育行政においてPDCAサイクルを回すことが点検評価の趣旨である。

PDCAサイクルは、「サイクルを確実にかつ継続的に回すことによって、プロセス・しくみのレベルアップをはかるという考え方」であり、「プロセスを設定し、その実施の結果を見ながら逐次的に修正していくことで、しだいに完全なプロセスに近づけていくアプローチ」である<sup>13</sup>。「逐次的に修正していく」には、これまでの「プロセス・しくみ」をどう変えるかという改善策を示すことが必要だ。

実際、ほとんどの点検評価報告書では、施策の実施状況を検証し、今後の対応や課題を記述する。しかしながら、今後の対応や課題の中味が抽象的であり、具体的な改善策になっていないものが多い。たとえば以下のような記述である。

- 「学習指導要領の改訂、児童生徒の問題行動等への適切な対応、生徒の個性に応じた適切な進路指導などの教育課題に対応していくため、引き続き積極的に

10. 文科事務次官通知「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について」（平成19年7月）。

11. 静岡県、三重県など一部の県は、知事部局が行う政策評価等のなかに、教育委員会による点検評価が含まれている。

12. 教職員研修も、すべての教育委員会で実施している事業であるから。なお、教職員の資質向上施策が他の項目（たとえば学力向上や生徒指導など）に分かれて記述されている場合、項目の見出しが“教職員の資質向上”となっているもののみを調査対象とした。

13. 中條武志・山田秀編著『TQMの基本』（日科技連出版社、平成18年）p.18。

研修を実施していく必要がある」<sup>14</sup>

- 「今後も、より現場で活用されるよう研修内容の一層の改善を図るとともに、現場の課題を適切に踏まえた研修を企画運営し、教員の資質向上に資することとする」<sup>15</sup>
- 「今後も教員の資質向上を図るため、研修内容の充実を図っていく必要がある」<sup>16</sup>

ここに掲げた例に限らず、スローガンのような改善策が見受けられる。

抽象的な改善策は「プロセス・しくみ」を「逐次的に修正していく」ことにはつながらない。同じ改善策を毎年記述し続けることもできるからだ。抽象的な改善策を示すだけであれば、年度ごとに点検評価を実施する意味はほとんどないといってよい。

教育委員会の「形式主義」を打破するために導入された点検評価であるにもかかわらず、「形式主義」的な点検評価が散見される。

## (2) 明確でない目標

具体的な改善策を提案するには、目標を明確化しなければならない。「結果に対する『目標』がなければチェックの段階で問題の存在を把握できない」<sup>17</sup>というのがP D C Aサイクルの考え方だからである。明確な目標と具体的な改善策を設定することで、改善策の効果をはかることができる。

文科省の参考資料は点検評価の趣旨に関し、「事前に教育委員会が立てた基本方針にそって具体的な教育行政が執行されているかどうかについて、教育委員会自らが事後にチェックする必要性が高い」と説明する。しかしながらP D C Aサイクルを回すには、「基本方針」をさらに展開し、明確な目標を設定すべきと考える。

〔表〕の「目標」の欄を見ると、「教職員の資質向上」という内容にとどまっている例がある。教職員のどういった資質を向上させるのが明確になっていない。目標というより「基本方針」である。あるいは「深い愛

情と使命感」「指導力」「実践力」「教師としての人間性」「基礎的・基本的な知識・技能」などの言葉がいくつか並べられ、重点がわからない例もある。総花的な目標は何も示していないのと同じである。

目標を明確に設定しなければ、達成度を評価し、達成のための具体的な改善策を提案することは難しい。

## 4 点検評価方法の見直し

以上のように、これまでの点検評価方法では、制度の目的を十分に実現することはできないと考える。

点検評価の実施には、関係者の相当の労力がかかっている(分量の多い報告書は200ページ近くにもなる)。「教育行政の点検評価制度が教育委員会事務局職員の単に膨大な作業量を要する職務に終わってしまうのか、それとも教育行政の改善につながっていくのかは、教育委員、教育委員会事務局、議会などの関係者がそれぞれの立場で制度を活用することである」<sup>18</sup>と、その労力が無駄になる懸念も指摘される。

「活用」できる点検評価とするには、これまでの点検評価方法を見直さなければならない。

### ア 点検評価の対象を重点化

まず、点検評価の対象とする施策を絞るべきである。すべての施策を対象に点検評価を行おうとすれば「膨大な作業」が必要となり、結果としてひとつひとつの点検評価がおざなりになる可能性も否定できない。効果のない点検評価を行うよりは、対象を絞って確実にP D C Aサイクルを回すほうが「効果的な教育行政の推進」を実現できるはずだ。

たとえば鹿児島県教委は、「特に重点的に取り組んでいるもの」等の基準を考慮して「教育委員会事務の点検・評価」の対象施策を決め、それ以外の施策は「鹿児島県教育振興基本計画の進捗状況」としてまとめるなどメリハリをつけて点検評価を行っている。

### イ 目標を明確化・重点化

14. 青森県。

15. 新潟県。

16. 岡山県。

17. 中條・山田、前掲書p.18。

18. 洲脇、前掲p.118。

P D C Aサイクルを回すには、改善策の具体化が必要であり、そのためには目標の明確化・重点化が不可欠である。「教職員の資質向上を図る」という目標を展開して、たとえば“わかりやすい授業を行う力を伸ばす”、“教員としてのコミュニケーション力を高める”、“使命感を高める”などの目標を設定する。

そのうえで、今年度の優先順位を決めて重点を絞る。優先順位の高いもの以外が不要ということではないものの、施策推進のための資源に限りがある以上、重点を絞ることで効果的な資源配分が可能になる。「目標は網羅的でなく重点を絞ったものにするのがよ」<sup>19</sup>というのがP D C Aの考え方である。この点、文科省も、学校評価のガイドラインでは、「学校運営の全分野を網羅し総花的に設定するのではなく、学校が伸ばそうとする特色や解決を目指す課題に応じて精選」<sup>20</sup>すべきとして、重点化の必要性を説いている。学校評価と同様、教育委員会の点検評価でも目標を明確化・重点化すべきである。

たとえば高知県教委は、「教員指導力改革」という施策の目標を「個々の教員の教科指導力を向上させる」「P D C AサイクルやO J Tが日常的に実践される学校組織をつくる」と明確化・重点化している。また、静岡県教委も「『頼もしい先生』の養成」との施策の目標を「教科指導力・生徒指導力等の向上」とする。目標が明確であれば、指標も設定しやすい。同県教委は、「『信頼できる先生がいる』と答える児童生徒の割合」を指標として設定している。

#### ウ 具体的な改善策を提案

目標達成のため、具体的な改善策を提案する。これまでのプロセスのどこをどう修正するかを示す。昨年度提案された改善策を実行できたか、実行による成果と課題は何か等の現状を把握し、その結果に基づいて改善策を検討する。

たとえば沖縄県教委は、教職員研修事業に関し「初

任者研修連絡協議会等で現状の報告をし、次年度の校内研修の計画に生かしてもらおう」と今後の改善策を記述する。その前提として、「初任者研修の実施状況」が「高等学校においては『計画通り実施できた』が60%」であったとの課題をあげる。同県の報告書は、現状の課題、課題解決のための改善策が具体的に示されている。

改善策が具体的であれば、実行の効果をはかることができ、次の改善策の検討につながる。沖縄県教委の例では、たとえば、「計画通り実施できた」学校の割合を調査する、あるいは改善策の効果を学校から聴取するなどによって実行の効果を把握することができる。

具体的な改善策の提案が、「効果的な教育行政の推進」という目的を実現するためにもっとも重要なポイントである。

#### エ 学識経験者はP D C Aサイクルをチェック

地教法は、点検評価を行うにあたって学識経験者の知見の活用を定めている。文科省は、「点検及び評価の客観性を確保するためのものであることを踏まえ、例えば、点検及び評価の方法や結果について学識経験者から意見を聴取する機会を設ける」<sup>21</sup>ことを示している。

この学識経験者による意見に関し、「評価の方法・結果についてではなく、むしろ『事務』それ自体について、しかも個人的な思いから意見を述べ、それをそのまま掲載している」ため、「客観性を確保するためのものであるはずの有識者の意見が逆に主観的なもの」になっているとの実態が指摘されている<sup>22</sup>。

学識経験者には、P D C Aサイクルが確実に回っているかどうかのチェックを求めるべきと考える。施策目標や改善策が明確かつ具体的に設定され、改善策の実行結果から次の改善策が提案されているかなどの、点検評価方法に関する検証を学識経験者の主な役割とする。それによって点検評価の客観性も確保されるは

19. 中條・山田、前掲書p.18。

20. 文科省『学校評価ガイドライン』（平成20年）p.10。

21. 前掲文科事務次官通知。

22. 佐々木司「教育委員会事務点検・評価の実際と課題」『山口大学教育学部附属教育実践総合センター研究紀要第31号』（平成23年）p.160-161。

ずだ。

## おわりに

「最も強調したいことは、『報告書』は作成することが目的であってはならないことである」<sup>23</sup>との有識者意見が報告書に書かれていた。いまのままの点検評価では、報告書の作成が目的になってしまうおそれが多分にある。各教育委員会は、早急に点検評価方法の見直しを行うべきだ。

なお、今回は調査の対象とはしなかったが、情報提供の方法も見直す必要があると考える。多くの報告書では、施策の取組状況等のデータを記載している。しかしながら、たとえば教職員研修の実施回数や参加人数の数字が並んでいても、それだけでは住民にとってわかりやすい情報とは言えないだろう。点検評価のもうひとつの目的である「住民への説明責任」の観点から、情報提供の方法にも配慮が望まれる。

---

23. 『平成 22 年度沖縄県教育委員会の点検・評価報告書』（平成 22 年）p.110。沖縄ガス株式会社常務取締役宮城氏のコメント。

〔表〕 都道府県教育委員会による点検評価結果（教職員の資質向上関連）

	報告書公表・作成時期	施策項目等	項目の位置づけ	記載されている内容（小見出しなど）	目標	指標	今後の対応・課題または評価内容等
北海道	平成22年9月	「教職員の資質・能力の向上」	「施策項目ごとの評価」 「施策項目 25」	「目標」 「平成21年度の取組」 「目標指標」 「平成21年度の取組の主な成果や課題」 「今後の方向性」	「教職員が、子どもたちに対して深い愛情と使命感を持ち、豊かな人間性や社会性、高い指導力を身につけ、教育の専門家としての資質・能力の向上を図ることができるよう、採用、研修、評価等を通じた取組の充実に努める」	「校内研修の成果等を市町村単位以上の規模の公開研究会で発信している学校の割合」	「引き続き、研修体系等に基づき計画的に研修を実施するとともに、指導主事の学校訪問や各種研修会・講座等とあわせて校内研修の成果等の積極的な発信を働きかける。」
青森県	平成22年9月	「教員の資質向上のための研修の充実を図ります」	「施策4 教員の資質向上と子どもに引き合える環境づくり」 「取組項目」	「取組項目の点検」 「取組項目の評価」	「施策4」 「子どもの心身の発達、人格形成に大きな影響を与える教員の資質を向上させるとともに、教員が一人一人の子どもと向き合う時間を十分確保するための環境づくりを進め、きめ細かな指導の充実に取り組みます」	—	「学習指導要領の改訂、児童生徒の問題行動等への適切な対応、生徒の個性に応じた適切な進路指導などの教育課題に対応していくため、引き続き積極的に研修を実施していく必要がある」
岩手県	平成22年11月	「教職員研修費」	「政策項目 25 児童生徒の学力向上」 「(2) 授業改善の推進と家庭学習の充実」 「②推進方策を構成する事業実績」	「決算額」 「活動内容」 「成果指標」	「政策項目 25」 「小・中学校においては、一人ひとりの児童生徒に基礎・基本が定着し、高等学校においては、その上に立って生徒一人ひとりの目指す進路を実現できる学力が身に付いています」（目指す姿）	「研修受講者の満足度」	A
宮城県	平成22年9月	「教職員CUP事業」	「政策番号 7 将来の宮城を担う子どもの教育環境づくり」 「施策番号 17 児童生徒や地域のニーズに応じた特色ある教育環境づくり」 「構成する事業一覧 18」	「施策を推進する上での課題等と対応方針」 「平成21年度決算額」 「事業概要」 「平成21年度の実施状況・成果」等	「施策番号 17」 「児童生徒や保護者などの多様なニーズに応じた魅力ある学校づくり、地域から信頼される学校づくり、特別支援教育の充実、教員の資質向上、学校の耐震化など児童生徒が安心して学校生活を送れる教育環境づくりを目指す」	—	「経験段階や職能に応じた研修、特定の課題に対応した研修等、教員の課題意識やキャリアに応じた資質向上につながる研修を、『宮城県教員研修マスタープラン』に基づき計画的に実施する」
秋田県	平成23年2月	※該当項目なし	—	—	—	—	—
山形県	平成22年10月	「教員の資質向上」	「基本方針Ⅳ 学校と地域を元気にする」 「重点施策 1」	「事業実施状況」 「目標」 「左記目標の達成状況と評価」 「今後の対応」	「教職員評価制度の整備、山形大学教職大学院への派遣、学校評価の充実、評価結果の公表の推進等により、教員資質の一層の向上及び本県教育のさらなる充実を図る」	「山形大学教職大学院派遣教員 10人による理論と実践を結び付けた研修成果の発表」	「今後も引き続き、山形大学教職大学院に教員を派遣し、本県教員のリーダー育成に努める」
福島県	平成22年2月	「教職員のパワーアップ支援」	「約束④ 個に応じたきめ細かな指導ができる体制を整えます」 「主要施策」	「施策の目的」 「施策の成果を表す主な指標」 「成果に関する補足事項等」 「主な取組み」 「前年度からの主な改善点等」 「施策に関するニーズ等」 「施策の評価」	「教職員のライフステージに合った研修内容、校内研修を充実させ、積極的な研修への参加を通して、教職員の資質向上を図る」	「任意研修の参加人員」	「教職員のパワーアップ支援については、教員の指導力が向上していないと感じている県民が多いという県民アンケート結果なども踏まえつつ、教員の指導力や専門性の向上、学校の教育力の向上が重要であることから、学校が抱えるさまざまな課題を解決するために必要な研修講座を実施すること、またその成果を踏まえ、校内研修を充実させるなどとして、教員が教育の専門家として力量を身に着けることができるよう、継続して取り組む必要がある」
茨城県	平成22年11月	※該当項目なし	—	—	—	—	—
栃木県	平成22年9月	※該当項目なし	—	—	—	—	—
群馬県	平成22年8月	「教員の資質向上（教員の研修）」	「個別の取組等の点検・評価」 「施策 1 基礎学力の定着を図る」 「取組 4-2」	「達成目標」 「取組結果」 「成果」 「課題・対応」	「施策 1」 「1 児童生徒がわかる授業で基礎・基本を確実に習得する」 「2 教員の資質向上と児童生徒と向き合う時間を確保する」	「『授業がわかる』と考えている小中学生の割合」	「学校や地域の実態、教職員の要望に応じた研修講座を企画運営する」
埼玉県	平成22年9月	「教職員の資質向上」	「基本目標Ⅲ 質の高い学校教育の推進」 「施策」	「主な取組」 「指標の達成状況」 「意見・提言」 「施策の評価」	「基本目標Ⅲ」 「優秀な教員を確保するとともに、平成21年度から始まった免許更新制の円滑な実施や指導力を伸ばすための実践的な研修を充実し、教職員の資質向上に努めます」	「民間企業や社会福祉施設などで5日以上社会体験研修を修了した小・中・高等学校、特別支援学校の教員の割合」	「今後も、質の高い教員の確保や教職員研修の充実など、教職員の資質を向上させ、県民の教職員への信頼の確保に努めていくことが重要であると考えます」

千葉県	平成22年8月	「魅力ある優れた教職員の養成と確保」	「柱Ⅲ 豊かな学びを支える教育環境の整備」	「主な成果」 「課題」 「今後の対応」	「柱Ⅲ 子どもたちが意欲を持って主体的に学習に取り組み、自ら学ぶことの大切さを実感できる学習指導体制、障害のある幼児児童生徒の一人一人のニーズに応じた支援体制を整備するとともに、安全安心な学校づくりを推進します」	—	「千葉県教職員研修体系」に基づき、22年度から、小学校英語実践研修、理科実験土曜塾など一部の研修を前倒して進め、この研修の実施により状況把握等を行い、平成23年度研修事業計画を作成します」
東京都	平成22年9月	「東京都の教員として求められる力を確実に育成する研修の充実」	「基本方針4『都民の教育参加』と『学校経営の改革』の推進」 「(5)」 「(3)」	「主要施策」 「施策の取組状況(平成21年度分)」 「課題」 「今後の取組の方向性」	「基本方針4」(「(中略)区市町村教育委員会との緊密な連携・協力のもとに、地域の特性を踏まえた広域的な視点に立つ教育行政を進めるとともに、都民に信頼される魅力ある学校づくりを目指した自律的な学校経営への改革を支援する」	—	「本年度から実施した1年次研修(初任者研修)をより効果的かつ実効性のあるものにするために工夫・改善を図り、同時に平成23年度から開始する2年次研修、平成24年度から開始する3年次研修の研修内容・方法等についても研究・開発を進めていく」
神奈川県	平成22年6月	「意欲と指導力のある教職員の確保・育成」	「点検評価結果」 「4」	「目標」 「施策を取り巻く状況」 「平成21年度取組の実績」 「年度別の計画と実績一覧」 「評価と今後の対応方向」	「かながわの教育の質を高め、県民の揺るぎない信頼を確立するため、優秀な人材を確保し、指導力の高い教職員を育成します」	—	「職務、職責や経験等に合わせたきめ細やかな研修の実施、校内におけるOJTの活性化、優秀授業実践教員表彰を受けた教員の授業公開や研修講師としての活用などにより、教職員全体の資質のより一層の向上を図り、生涯にわたり高い指導力と意欲を持ち続ける教職員を育成することをめざします」
新潟県	平成22年9月	「児童生徒や保護者の信頼に応える教職員の資質能力の向上について」	「I 子どもたちの生きる力をはぐくむ教育の推進」 「4 子どもたちの学びを支える学校教育環境の整備」 「(1)」	「ア 教員研修」 「イ 教員評価制度の実施」 「ウ 教職員の健康管理」 「エ 教職員の多忙化解消に向けた取組」	「4」「児童生徒や保護者の信頼に応え、学校教育における諸課題に対応するため(後略)」	—	「今後も、より現場で活用されるよう研修内容の一層の改善を図るとともに、現場の課題を適切に踏まえた研修を企画運営し、教員の資質向上に資することとする」等
富山県	平成22年11月	「教員の資質の向上」	「教育委員会の事務事業の執行状況」 「(4)」	「政策目標」 「主な取組みと成果」 「評価と今後の方向」	「教員については、優れた教育理念や指導技術を継承し、教育への情熱や使命感、教師としての人間性を高めるとともに、今日的な教育課題に対応した実践力や指導力の向上が図られていること」	—	「教員全体の資質の向上がより重要となってくる」「教員志望学生と若手教員を対象とした講座開設等の検討が必要である」
石川県	平成22年9月	「教職員の資質・能力の向上」	「施策1 学校教育の充実」 「4」	「平成21年度主な取組」 「評価」	「施策1」「ふるさと石川の文化や風土を生かしながら、一人一人に確かな学力と豊かな人間性をはぐくむとともに、発展的な学習を通して、個性や創造性を伸ばし、また、たくましい気概を持った、創造性あふれる児童生徒の育成を目指して、創意工夫ある活力あふれる学校づくりを推進する」	—	「今後とも研修ニーズを適切に汲み取り、より効果的な講座を提供できるよう努めるとともに、教育センターが、研修の統括機関としての機能を果たすため、教育に関する調査・研究機能や学校や教員に対する相談・情報提供などの機能の充実を図っていく必要があると考えています」
福井県	平成22年9月	※該当項目なし	—	—	—	—	—
山梨県	平成23年2月	「教員研修事業費」	「事務事業自主的評価結果一覧」 「No.22 教員研修事業費」	「H22当初予算額」 「活動量と成果の判断」 「見直しの必要性」	—	—	「見直しの必要性 有」
長野県	平成22年9月	「教職員研修事業」	「基本目標 知・徳・体が調和し、社会的に自立した人間の育成」 「施策の方向性 子ども・家庭・地域・社会から信頼される学校づくり」 「事務事業」	「事業の概要等」 「成果と達成状況」 「事業コスト」 「事業実績」 「事業の課題」	「教職員としての資質向上と使命感の高揚を図り、教育活動に必要な基礎的・基本的な知識・技能を身につける研修を推進するとともに、児童・生徒一人一人に生きる力を育てるための研修の充実を図る」	「研修を体系的に進め、研修体制の充実に努め、研修参加者の研修後の追跡調査結果で、『授業や学校経営等に役立つものであった』割合が、90%以上を示すこと」	「現代的な教育課題に対応した課題解決につながる研修の充実を図る」「教員自身により研修計画の作成と評価や学校の自主的な研修を支援をするなどの還元方策を検討する必要がある」
岐阜県	平成22年9月	「教員の資質と指導力の向上」	「重点目標2 子どもたちの成長をしっかりと支えられるよう、優秀な教員の確保と教員の資質や指導力の向上を図ります」 「(3)」	「資質向上につなげる教員評価の検討」 「教員の6年目研修・12年目研修における研修内容の改善」 「教員としての資質・能力を高める研修の充実」 「各学校における教員研修の充実」等	「重点目標2 子どもたちの成長をしっかりと支えられるよう、優秀な教員の確保と教員の資質や指導力の向上を図ります」	—	「B」 ※6項目いずれも

静岡県	平成22年11月	『頼もしい先生』の養成	「第6章 未来を拓くため何ができる“意味ある人”づくり」 「3 学校における人づくりの推進」 「(5)」	「目的」 「目的達成に必要な主な手段」 「評価」 「平成22年度の改善のポイントや重点方向等」	「教員の教科指導力・生徒指導力等の向上」	「『信頼できる先生がいる』と答える児童生徒の割合」「『研修を役立てた』と答える教員の割合」	「教育課題に適切に対応できる教職員を育成するため、大学・教職大学院等派遣の派遣先の見直し等も含めて検討する」等
愛知県	平成22年9月	「教職員研修の充実」	「V 魅力ある教育環境づくり」 「16」	「施策の概要」 「平成21年度の取組」 「取組の成果」 「今後の課題・方向性」	「V」『あいちの人間像』に迫る取組を推進するために、その基盤となる教育環境を整備」	—	「eラーニング研修において、『ヘルプデスク』への問い合わせ事項の概要を整理し、対応マニュアルを作成する必要がある。また、教員の資質向上は重要な課題であることから、今後学校現場の負担軽減も考慮しながら、効果的・効率的な研修事業の見直し等を行っていく必要がある」
三重県	平成22年7月	「教職員の資質の向上」	「I 一人ひとりの思いを支える社会環境の創造と人づくり」 「2 豊かな個性を育む人づくりの推進」 「122 学校教育の充実」 「12207」	「基本事業の目的」 「各種データ」 「2009年度の取組概要」 「評価（成果や課題、その要因）」 「2010年度の取組方向」 「構成する事務事業」	「122」『児童生徒が、学校教育により、それぞれの個性や能力を伸ばすとともに、楽しく安心して学んでいます』	「教職員一人あたりの研修への参加回数」	「教職員の研修機会の確保と効果的・効率的な研修の実施のため、『ネットDE研修』や市町教育研究所等との連携講座の継続実施に向けた取組を進めます」
滋賀県	平成22年9月	「教職員の実践力の向上」	「1 子どもたちの『生きる力』をはぐくむ」 「6 教育力を高める」 「(1)」	「評価」 「今後の課題等」 「目指す方向」 「主要事業名」 「事業実績」 「施策成果」 「成果指標・事業目標」	「教員の職務や経験の程度に応じた研修を体系的に実施するほか、教員の人権意識を高め、感性に訴える教材やプログラムを開発するなど、効果的な研修の実施に努め、教職員の実践力の向上を図ります」	「総合教育センターの研修講座に対する受講者の満足度」等	「教員の職務や経験の程度に応じた研修を実施することにより、教員の人権意識を高め、教職員の実践力の向上につながった」
京都府	平成23年2月	「教員志望の大学生に教員としての実践力を養うため大学と連携・協力するとともに、がんばる先生の育成・支援に努めます」	「第2章 京都府教育委員会の事務の管理及び執行の状況」 「重点目標」	「主な施策」「施策内容」「17年度から22年度までの実績数値等」 「22年度の取組」	「意欲と情熱を持った先生を育て、学校・家庭・地域社会が一体となった信頼される学校づくりを進めます」	—	A
大阪府	平成22年9月	「授業力の向上と教職経験の少ない教員への指導・育成」	「基本方針5 教員の力を高めるとともに、指導が不適切な教員を現場からはずします」 「重点項目16」	「目標」 「成果」 「課題」 「主な取組み」	「指導教諭等を活用した校内校外での研究での研究授業や研修を一層拡大することにより、全教員の授業力の向上を図る」「研修や人事異動を通じて計画的に人材育成を行うことにより、教職経験の少ない教員の育成を図る」	「首席の配置」「指導教諭の配置」「巡回指導の実施」「教育センター附属研究学校の設置」等	「首席、指導教諭の全校配置および定数配置や、管理職に必要な資質とスキルの向上を図るなど、将来のキャリアステージを見据えた若手教員等の育成が必要」
兵庫県	※記述なし	「教職員の資質能力の向上」	「教育施策の重点目標4 子どもたちが安心して学べる環境づくり、信頼される学校づくりを進めます」 「14」	「プランにおける重点目標」 「事業名」 「事業説明」 「取組状況」 「成果と課題」	「学校におけるカウンセリングの実践事例をとりあげ、教職員の研修を行うことにより、教職員のカウンセリング技術の向上をめざす」等	「広域人事の促進」 「全公立小中学校教職員を対象に毎年カウンセリングマインド実践研修を実施」	「今後、より専門的なカウンセリング技術や新たな教育課題に対応するための知識等を指導できる講師の確保が課題である」等
奈良県	平成22年11月	「教員の資質向上」	「4 学校教育の基盤整備等」 「5」	「基本目標」 「目標の現状」 「現状分析」 「平成21年度の取組状況の評価」 「次年度（23年度）に向けた取組方針」	「教員の経験に応じた研修、新しい教育課題や職務・分掌に応じた専門知識・技能の向上を図る研修や講習会等を、学校や教員のニーズを踏まえて実施し、教員の指導力向上を図る」	「学習に対する意識に係る設問」	「教育研究所の研修講座の講座活用度を測るアンケートにおいて『活用できる』と『ほぼ活用できる』の回答の合計を100%にすることをめざし、研修講座の改善を図る」
和歌山県	平成22年6月	「教員の専門性の向上」	「基本的方1 子どもの自立を育む学校教育の推進」 「(1) 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成」 「(7)」	「成果・課題」 「主な事業（概要、指標、成果、課題）」 「今後の対応」	「(1)」『学校における教育活動の充実を図るため、教職員の専門性の向上や学校評価の推進に努めます』	「教職員の専門性の向上をめざす研修を96講座実施し、受講者を2,800人以上とする」等 ※教職員研修事業	「各学校におけるミドルリーダー育成及び次代を担う中核教員を対象とする研修の充実が大切である」等 ※教職員研修事業

鳥取県	平成22年9月	「教員の資質向上や指導力・授業力の向上」	「3 学校教育を支える教育環境の充実」 「(3) 使命感と実践力を備えた教職員の養成・確保・配置」 「①」	「目指すところ」 「自己評価」 「関係者評価」 「数値目標」 「H21 成果と課題」 「H22 対応方針」 「市町村・学校アンケートの主な提案・要望等」 「市町村・学校アンケートの主な意見」 「市町村・学校アンケート結果」	「理論研修から実践研修への転換を図る」	—	「学習時に望まれる子ども像、教師像及び授業像を具体的な姿として定める『鳥取県スタンダード』を活用し、教員の授業改善を進める」
島根県	平成21年9月	「授業力向上のための研修の充実」	「施策2 夢を描き、その実現に向かっていく教育の推進」 「(1) 学力の向上」 「(エ)」	「基本的な考え方」 「平成20年度取組の概要」 「評価、今後の対応」	「教員の指導力や指導体制に負うところは大きく、子ども一人一人の状況に応じた指導や、わかりやすい授業づくりを進め、子どもの学習意欲を高めるとともに、学習のつまずきを早期に把握し、的確に対応することが必要です」	—	「研修会の成果として、学校全体で、計画的に見直しをもった教育活動が展開されるようになった」
岡山県	平成23年1月	「教職員の資質能力の向上」	「3 学校教育の充実」 「(5) 学習環境の整備・充実」 「イ」	「施策の目標」 「教育委員会での主な意見」 「教育委員会での審議等を踏まえた施策等」 「施策の概要」 「評価」 「参考数値」	「(5)」「開かれた学校づくりの推進や、耐震化をはじめとする施設等の整備・充実に努めるとともに、総合教育センターを中核として教職員の一層の資質能力の向上を図る」	—	「今後も教員の資質向上を図るため、研修内容の充実を図っていく必要がある」
広島県	平成22年8月	「教職員の資質・指導力の向上」	「新たな『教育県ひろしま』の創造」 「(7)」	「施策の目標」 「これまでの取組と成果」 「残された課題とその要因」 「社会情勢の変化等」 「今後の取組方向」	「広く社会から信頼される質の高い教職員を育成」	—	「教職員研修体系に基づく各研修が各学校の実践に役立つものとなるよう内容の充実を図るとともに、指導主事が学校に向向って研修を行うサテライト研修の充実等、校内における研修の充実を図る」
山口県	平成22年12月	「教職員の資質能力の向上」	「5 きめ細かな指導体制づくり推進プロジェクト」 「⑨」	「教職員評価の充実」 「教職員研修の充実」等	「5」「子どもたちの発達段階に応じ、一人ひとりが抱える様々な教育課題に適切に対応できるよう、きめ細かな指導体制づくりを推進します」	—	「進捗状況☆☆」 ※満点は☆☆☆
徳島県	平成22年9月	「教職員の資質の向上」	「基本方針3 信頼される教育環境の実現」 「47」	「進捗状況」 「評価」 「今後の課題及び取組」	推進	—	「県立総合教育センターで実施している研修が、各学校の教育活動に反映され、児童、生徒の学びや育ちに役立つような効果の検証・改善を行う必要がある。また、子どもと向き合う時間の確保が指摘されているなか、受講日数の絞り込みやサテライト方式での実施等を検討する必要がある」
香川県	平成22年9月	「教員の資質向上」	「1 教育の充実」 「(5)」	「①採用・研修等の改善と充実」「②能力を発揮できる環境づくりの推進」 ：「目標」 「平成21年度の主な取組」 「実績・評価」 「今後の課題」	「高い人格、識見や倫理観、教員としての専門的知識に加え、さまざまな課題に適切に対応できるよう、資質能力の向上を図ります」「保護者や地域住民の信頼にこたえることができる教育活動を行うため、教員の意欲を喚起し、一人ひとりが誇りを持って、その能力を発揮することができる環境づくりを進めます」	「管理職を対象とした学校組織マネジメント研修受講者の割合」	「県民の信頼や期待に応え、いきいきとした学校教育を実現していくためには、教員の果たす役割がきわめて重要であることから、児童生徒にとって魅力あるたくましい人材を、中長期的な観点に立ち、採用・育成していくことが、今後とも必要である」
愛媛県	平成22年9月	「教職員の資質・能力の向上」	「平成21年度教育重点施策」 「重点施策3」	「施策概要」 「実施状況」 「学識経験者意見」 「評価」	「児童生徒にとって楽しくよく分かる授業を目指し、各種研修の改善や勤務経験の多様化などを通して、教職員一人一人の専門的知識・能力と健全な社会人としての資質向上を図るとともに、適切な労働安全衛生管理や人事管理を進めます」	「教員一人当たりの研修回数」「授業評価システムを活用した授業改善実施率」	「教員一人当たりの研修回数は、平成20年度から21年度にかけて微増にとどまるとともに、授業評価システムを活用した授業改善実施率も目標の60%を大きく下回っており、今後さらに、事業実施手法の改善を図る必要があります」
高知県	平成22年9月	「教員指導力改革」	「施策の柱②」	「個別事業の目標達成状況」 「施策の評価」 「今後の方向性」	「個々の教員の教科指導力を向上させる」 「PDCAサイクルやOJTが日常的に実践される学校組織をつくる」	—	「個々の教職員の力量を、ミドルリーダーの活用や、OJTによる人材育成により、組織全体の力として、子どもたちの確かな成長を実現していく組織体制を実現するとの目標は達成しておらず、新たに把握されつつある課題も含め、平成22年度は、次のような取組が必要と考える。・管理職のマネジメントをサポートする仕組みの検討（略）」

福岡県	平成22年8月	「信頼される教員の確保と研修の充実」	「柱1 確かな学力をばぐくみ、個性や能力を伸ばす学校教育の充実」 「主要施策6」	「施策の基本的なねらい」 「施策の主な取組状況」 「評価・課題」	「教員として備えるべき資質・能力を有した人材確保のため、採用試験の改善を図ります。また、教員としての使命感や社会性、専門的な知識・技能を高めるための研修の充実等、教員の資質向上を図ります」	—	「教員研修については、適宜改善・充実を図りながら実施してきましたが、学校教育における課題の複雑化や多様化など教員を取り巻く環境の変化に対応するため、国の教員の資質向上方策の抜本的見直しに係る動向を踏まえつつ、研修の体系的な整備について検討を行います」
佐賀県	平成22年9月	「優秀な教職員の養成・確保」	「基本方向Ⅳ 教育活動を支える基盤の整備」 「(1)」	「21年度の主な取組とその成果」 「課題・問題点」 「《参考》平成22年度の具体的な取組と工夫」	「教職員の資質向上を図るため、研修の充実、人事交流の促進、服務規律の保持に努めるとともに、一人ひとりの能力や実績を適切に評価し、能力開発等に資するシステムの確立を図る」等	「スーパーティーチャーの配置数」「教員の社会体験研修者の割合」「指導不適切教員の数」	「教職員の研修全体を整理体系化し、必要な研修を円滑に実施するため、平成21年度に設置した『教職員研修検討プロジェクト会議』において、研修全体の体系・研修内容などについての精査を更に進めています」
長崎県	平成22年5月	「教員研修費」	「高校教育課」	「21年度事業の概要」 「22年度事業実施にあたって行った見直しの内容」 「22年度事業の評価」 「23年度事業の実施に向けた方向性」	「教科指導や生徒指導の実践的指導力と教員としての使命感を養い、幅広い見識を習得し、児童生徒、保護者並びに地域社会から信頼される高い使命感と倫理観を備えた教職員を育成する」	「若手教職員研修受講直後のアンケート調査による受講者の研修に対する満足度」	「研修を効果的に実施するために、関係各課、関係学校、関係市町教育委員会等とこれまで以上に連携を図りながら、実施していく」
熊本県	平成22年9月	「研修の充実など、指導に当たる教員の資質の向上に努めるとともに、教員が子どもたちと向き合う時間を確保できる環境を整えます」	「Ⅱ 基本的目標～青少年期～」 「5 良好な教育環境の整備」 「(2)」	「平成21年度の取組状況」 「計画推進上の課題」 「今後の方向性」	「Ⅱ」「学校を中心として、家庭や地域と連携しながら、子どもたちそれぞれの個性を伸ばし、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力などの社会人としての基礎的な資質や能力をばぐくみます」	—	「基本方針に基づき教職員研修を見直し、平成22年度研修計画を策定し、研修を実施」
大分県	平成22年9月	「教員の意識改革と資質能力の向上」	「新大分県総合教育計画進行管理表」 「政策1 多様な教育の推進と未来を拓く青少年の育成」 「施策2 信頼と協働による学校づくりの推進」 「(2)」	「目標指標等」 「主な取組」 「評価」 「今後の方向性」	「各学校や教育センターにおける研修を充実する」等	「授業がわかると感じている児童生徒の割合」等	「平成23年度からの新たな教職員研修体系の再構築」
宮崎県	平成22年10月	「教職員の社会性の向上を図る研修プログラムの充実」	「戦略1 郷土の宝『宮崎の人』づくり」 「学力・スポーツレベルの向上 (1-2)」 「③」	「進捗」 「成果」	「(1-2)」「本県の子どもの学力・競技力の向上を図るため、少人数学級等の実施によるきめ細かな学習指導の充実や幼保・小・中・高・大の連携による教育、強化指定校等による教育の推進に努めるとともに、教職員の研修の充実を図ることにより本県教育水準の一層の向上に努める」	「全国学力・学習状況調査の結果」等	「教職員の社会性向上に向けて、様々な観点からの研修プログラムの充実や、モデル校での成果をモデル校以外へさらに進めていく必要がある」
鹿児島県	平成22年10月	「教職員の資質向上」	「鹿児島県教育振興基本計画の進捗状況」 「Ⅲ-⑤」	「施策の目的」 「施策の方向性」 「主な事業等の取組」 「成果・課題 今後の方向性」	「教育者としての使命感や責任感、教育の専門家としての確かな力量など、教職員としての資質能力の向上を図るため、養成、採用、研修の各段階での取組の充実を図るとともに、人事評価制度の充実など適切な人事管理を行うことにより、教職員の資質向上に努める」	—	「より一層の公正かつ客観的な評価を確立するとともに、そのための評価者能力の向上に向けた研修の実施に努める」
沖縄県	平成22年9月	「教職員研修事業」	「主要施策2 自ら学ぶ意欲をばぐくむ学校教育の充実」 「施策項目(6) 魅力ある学校づくりの推進」 「主要事業」	「内容」 「取組状況」 「成果」 「課題」 「今後の対応」	「主要施策2」「特色ある教育活動を展開するため、教職員の使命感の高揚や指導力の向上を図るための教職員研修等の充実を図るとともに、学校における教育活動への地域人材の活用及び保護者や地域住民の声を反映させるなど『開かれた学校』づくりを促進する」	「高等学校進学率」等	「初任者研修連絡協議会等で現状の報告をし、次年度の校内研修の計画に行かしてもらおう」等

■バックナンバー

Date/No.	分野	タイトル・著者
2011.5.17(Vol.5-No.42)	地域政策	「東日本大震災からの復興に向けた第二次提言」について ～被災市町村は「復興ビジョン」の早期策定を～ 主席研究員 荒田英知
2011.5.6(Vol.5-No.41)	外交・安全保障	リビア情勢と中国 —中国の海外利益増大に伴う新たな課題— 主任研究員 前田宏子
2011.4.15(Vol.5-No.40)	地域政策	「東日本大震災からの復興に向けた第一次提言」について 主席研究員 荒田英知
2011.4.6(Vol.5-No.39)	地域政策	新東京都知事が取り組むべき3つの課題 研究員 宮下量久
2011.3.7(Vol.5-No.38)	地域政策	地域主権時代の基礎自治体のあり方について ～大都市の部分最適から国全体の最適へ～ 主席研究員 荒田英知
2010.12.10(Vol.4-No.37)	福祉・教育	児童虐待事例の検証結果を再発防止に生かすには 主席研究員 亀田 徹
2010.10.8(Vol.4-No.36)	地域政策	高速道路の料金体系はいかにあるべきか ～無料化・上限制りも地域に応じた弾力的な料金設定を～ 特任研究員 松野由希
2010.9.10(Vol.4-No.35)	外交・安全保障	的確な指針示した「新安保懇報告書」 —民主党政権は提言を活かすか— 主任研究員 金子将史
2010.8.23(Vol.4-No.34)	地域政策	ポストサブプライム時代の地方財政ガバナンス体制 横浜市地球温暖化対策事業本部課長補佐/ファイナンシャルプランナー 伊藤敏孝
2010.7.30(Vol.4-No.33)	地域政策	国の出先機関と特別会計の道州移管に関する試論 ～国家公務員12万人が削減可能に～ 特任研究員 松野由希
2010.7.7(Vol.4-No.32)	教育	PT方式による学校運営改善の進め方 ～学校評価を活用する「学校運営改善モデル」の新たな展開～ 主任研究員 亀田 徹
2010.6.21(Vol.4-No.31)	地域政策	沖縄の都市戦略からみた普天間問題 ～県内移設受忍は沖縄の利益に合う～ 主席研究員 荒田英知
2010.5.26(Vol.4-No.30)	地域政策	公共施設経営の現状と今後 コンサルティング・フェロー/㈱ファイナコラボレート研究所代表取締役 望月伸一
2010.5.19(Vol.4-No.29)	地域政策	地域主権型道州制における新たな税財政制度 研究員 金坂成通
2010.5.10(Vol.4-No.28)	地域政策	政令市「相模原」を地域主権社会の試金石とせよ 研究員 宮下量久
2010.4.21(Vol.4-No.27)	外交・安全保障	米国の新しい核戦略と「核の傘」 主任研究員 金子将史
2010.4.16(Vol.4-No.26)	外交・安全保障	民主党流の防衛大綱は可能か 主任研究員 金子将史
2010.4.8(Vol.4-No.25)	地域政策・教育	子どもの未来を拓く地域からの挑戦 前・恵庭市長/「子育てと教育を考える首長の会」事務局長 中島興世
2010.2.23(Vol.4-No.24)	地域政策	指定管理者制度から公共施設のあり方を見直す コンサルティング・フェロー/横浜市立大学教授・エクステンションセンター長 南 学
2010.2.18(Vol.4-No.23)	外交・安全保障	「米国国防見直し：QDR 2010」を読む 主任研究員 金子将史
2010.2.3(Vol.4-No.22)	地域政策	ハコモノ改革を自治体経営自立化への突破口とせよ コンサルティング・フェロー/前・志木市長 穂坂邦夫

Date/No.	分野	タイトル・著者
2010.1.19(Vol.4・No.21)	教育	義務教育費国庫負担金の加配定数分を税源移譲せよ ～教職員定数制度の見直しに向けた提言～ 主任研究員 亀田 徹
2010.1.12(Vol.4・No.20)	地域政策	松下幸之助と観光立国 コンサルティング・フェロー / 東洋大学准教授 島川 崇
2009.12.10(Vol.3・No.19)	地域政策	民主党政権は、こうして地域のポテンシャルを高めよ！ コンサルティング・フェロー / 中部大学教授 細川昌彦
2009.11.5(Vol.3・No.18)	外交・安全保障	「東アジア共同体」に対する中国の姿勢 主任研究員 前田宏子
2009.11.5(Vol.3・No.17)	政治	鳩山政権に期待する「新しい政治」のあり方を論ず 常務取締役 永久寿夫
2009.9.1(Vol.3・No.16)	外交・安全保障	国家ブランディングと日本の課題 主任研究員 金子将史
2009.7.6(Vol.3・No.15)	地域政策	富士山静岡空港の挑戦 ～空港の画竜点睛は新幹線新駅にあり～ 研究員 宮下量久
2009.4.23(Vol.3・No.14)	教育	フリースクールへの公的財政支援の可能性 ～憲法第89条の改正試案～ 主任研究員 亀田 徹
2009.2.3(Vol.3・No.13)	外交・安全保障	中国の対外援助 研究員 前田宏子
2009.1.9(Vol.3・No.12)	外交・安全保障	2025年の世界とパブリック・ディプロマシー 主任研究員 金子将史
2008.12.10(Vol.2・No.11)	外交・安全保障	防衛大綱をどう見直すか 主任研究員 金子将史
2008.10.8(Vol.2・No.10)	地域政策	公共施設の有効活用による自治体経営改革 ～廃止をタブー視するな～ 主任研究員 佐々木陽一
2008.7.22(Vol.2・No.9)	地域政策	国土形成計画を道州制の練習問題とせよ！ 主席研究員 荒田英知
2008.5.9(Vol.2・No.8)	教育	多様な選択肢を認める「教育義務制度」への転換 就学義務の見直しに関する具体的提案 主任研究員 亀田 徹
2008.3.31(Vol.2・No.7)	地域政策	自治体現場業務から展望する道州制 窓口業務改善と指定管理者制度の波及効果 客員研究員 南 学
2008.2.29(Vol.2・No.6)	外交・安全保障	官邸のインテリジェンス機能は強化されるか 鍵となる官邸首脳のコミットメント 主任研究員 金子将史
2008.1.24(Vol.2・No.5)	外交・安全保障	中国の対日政策 ～ P H P 「日本の対中総合戦略」政策提言への中国メディアの反応～ 研究員 前田宏子
2007.12.13(Vol.1・No.4)	地域政策	地方分権改革推進委員会『中間的な取りまとめ』を読む 主任研究員 佐々木陽一
2007.11.28(Vol.1・No.3)	地域政策	政府の地域活性化策を問う ～真の処方箋は道州制導入にあり～ 主席研究員 荒田英知
2007.10.24(Vol.1・No.2)	外交・安全保障	日本のインテリジェンス体制 「改革の本丸」へと導く P H P 総合研究所の政策提言 主任研究員 金子将史
2007.9.14(Vol.1・No.1)	地域政策	「地域主権型道州制」は日本全国を活性化させる 代表取締役社長 江口克彦



## 『PHP Policy Review』

Web 誌『PHP Policy Review』は、弊社研究員や研究者の方々の研究成果を、各号ごとに完結した政策研究論文のかたちで、ホームページ上で発表する媒体です (<http://research.php.co.jp/policyreview/>)。

21世紀に入り、中国をはじめとする新興国の台頭により、これまでの国際政治の地図が大きく塗り替わろうとしています。グローバル化の進展は、世界の多くの人々を豊かにすると同時に、グローバルに波及する金融経済危機の頻発を招くなど、新たな問題を惹起してもあります。国内に眼を転じれば、少子高齢化社会の進行、公的債務の増加、地域の衰退、教育の荒廃など、将来に向けて解決すべき課題が山積しています。

これらの問題の多くは、従来からの発想だけでは解決できないものです。官民の枠を超え、様々な智恵が求められています。『PHP Policy Review』では、「いま重要な課題は何か。問題解決のためには何をすべきか」を問いながら、政策評価、政策分析、政策提言などを随時発表してまいります。

### 『PHP Policy Review』 (Vol. 5-No. 43)

2011年5月発行

発行責任者 永久寿夫

制作・編集 政策シンクタンク PHP総研

株式会社PHP研究所

〒102-8331 東京都千代田区一番町21番地

Tel : 03-3239-6222 Fax : 03-3239-6273

E-mail : think2@php.co.jp

## 政策シンクタンク PHP総研とは

「政策シンクタンク PHP総研」は、松下幸之助が設立したPHP研究所のシンクタンクです。民間独立という自由な立場から、政治・行政、財政・経済、外交・安全保障、地域経営、教育など幅広い分野にわたり、研究・提言を行っています。専属研究員による調査研究、外部専門家とのコラボレーションによる研究プロジェクトが、実践的な政策アイデアを創造するためのエンジンとなっています。

これまで「地域主権型道州制」、「日本の対露総合戦略」、「日本の危機管理能力」、「自治体公共施設の有効活用」、「学校運営改善モデル」、「マニフェスト白書」など、多くの研究・提言を発表してきました。

PHPとは、“Peace and Happiness through Prosperity”という英語の頭文字をとったもので、“繁栄によって平和と幸福を”という意味のことばです。これは、物心ともに豊かな真の繁栄を実現していくことによって、人々の上に真の平和と幸福をもたらそうという創設者松下幸之助の願いを表したものです。

## メールマガジン登録のご案内

PHP総研の最新情報をお届けします。

- ・政策研究、提言
- ・論文
- ・イベント情報

メールマガジンの配信をご希望の方は

<http://research.php.co.jp/newsletter/>

へアクセス後、ご登録下さい。